

平成22年度

包括外部監査結果報告書

1. 包括外部監査結果に対する措置状況等の検証
2. 愛媛県の関連諸団体

平成23年3月

愛媛県包括外部監査人

眞 鍋 清

第1 外部監査の概要	4
1 外部監査の種類	4
2 選定した特定の事件(監査テーマ)	4
3 選定理由	4
4 監査の着眼点	4
5 監査の対象	5
6 外部監査の実施期間	5
7 監査補助者	5
8 利害関係	5
第2 監査の結果(1)包括外部監査結果に対する措置状況等の検証	6
A 債権管理の問題点	6
1. 債権管理の課題	6
2. 債権管理の実態調査	10
3. 債権管理対策(提案)	13
4. 債権管理に係る個別調査	19
a. 児童福祉施設入所措置費負担金	19
b. 愛媛県奨学資金貸付金	23
c. 児童扶養手当返納金債権	26
d. 母子寡婦福祉資金貸付金	29
e. 生活安定資金貸付金	32
f. (独)中小企業基盤整備機構との協調融資	36
g. 中小企業設備近代化資金貸付金等	41
h. 林業改善資金貸付金、違約金	44
i. 住宅貸付金、住宅貸付損害金	47
j. 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金	50
B 有価証券保有及び出捐の有効性	52
a. 有価証券(放送会社)	52
b. 有価証券(H社株式)	55
c. 有価証券(S社株式)	57
d. (財)愛媛県廃棄物処理センター	59
C 公の施設及び事業の有効性	62
a. アイテムえひめ	62
b. テクノプラザ愛媛	64
c. 愛媛県産業情報センター	66
d. 愛媛県物産観光センター	68
e. 愛媛県女性総合センター	70
D 指定管理者制度	71
1. 過去の監査意見と措置状況	71
2. 施設管理制度の意義	72

3. 監査要点	75
4. 指定管理者制度の個別調査と意見	77
E 県出資法人等の人事給与制度	88
1. 職員派遣及びOBの実態調査と問題点	88
(1) 県職員の派遣状況の年度別推移(単位:人、千円)	88
(2) 派遣法及び派遣条例の概要	89
(3) 問題点	90
2. 個別調査	90
a. (社福)愛媛県社会福祉事業団	90
b. 愛媛県エフ・エー・ゼット株式会社	94
c. (財)愛媛県動物園協会	96
d. 松山観光港ターミナル株式会社	99
e. (財)愛媛県スポーツ振興事業団	102
第3 監査の結果 (2)愛媛県の関連諸団体	104
A 県が関与する団体の概要	104
1. テーマ選定の理由	104
2. 県の調査・対策等	104
3. 監査の実施方法	105
4. 全般事項	107
5. 課題	108
B 個別団体の検証	117
監査対象として抽出した任意団体の一覧表	117
(1) 愛媛県生活つなぎ資金協会	118
(2) 愛媛県離島振興協議会	122
(3) 松山空港利用促進協議会	127
(4) えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	131
(5) 愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会	135
(6) 愛媛県精神保健福祉協会	140
(7) 愛媛県手をつなぐ育成会	144
(8) 愛媛県肢体不自由児協会	148
(9) 松山港利用促進協議会	152
(10) 愛媛国際見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	156
(11) えひめ先進環境ビジネス研究会	160
(12) 愛媛・韓国経済観光交流推進協議会	163
(13) 愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会	167
(14) えひめ愛フード推進機構	171
(15) 愛媛県PTA連合会	175
(16) 日本ボーイスカウト愛媛県連盟	180
(17) 愛媛県高等学校文化連盟	185
(18) 愛媛県美術館友の会	188

(19) 愛媛県高等学校体育連盟	194
(20) 愛媛県高等学校野球連盟	198
(21) 愛媛県競技力向上対策本部	200
(22) 第 72 回国民体育大会愛媛県準備委員会	203

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

- (1) 包括外部監査結果に対する措置状況等の検証
- (2) 愛媛県の関連諸団体

3 選定理由

テーマ(1) 包括外部監査結果に対する措置状況等の検証

平成11年度に始まった包括外部監査も12年目を迎える。監査結果の指摘事項や意見について、県行政にあっては適宜対応がなされているところであるが、これまでの包括外部監査人にあっては、監査結果に対する県の意見並びに措置状況に対する評価やフォローアップが行われていない。これらの事後検証があつてこそ、包括外部監査が真に有効なものになると考えられる。

テーマ(2) 愛媛県の関連諸団体

平成20年度、21年度にわたって、外郭団体を包括外部監査の対象としてきた。外郭団体については、従来から問題点が指摘され、一定のガバナンスを求められてきたところである。しかし、一方で、実質的な影響力を持ちながら、外郭団体に該当しない団体も数多く、これらの団体に対して、補助金や委託料の支払い以外に、例えば県職員が事務作業等を行い、県の資産を使用させていけば、実質的には補助をしていることと同義である。

また、県の主導のもとに民間から会費等として金員を集金したり、県からの補助金や委託料が県の意図に基づき使用されているなどの実態があれば、第2予算的な役割を持つことになるが、外郭団体と異なり、県の監査等を通じ、その運用方法を検証する手立てはない。

県がこれらの諸団体に関して行う関与に合理性があるか、団体の存在が県の政策に合致しているか、諸団体のガバナンスは適正か、について検討を行わなければ、県の政策実施に抜け道を残すこととなる。

4 監査の着眼点

テーマ(1) 包括外部監査結果に対する措置状況等の検証

- (1) 長期貸付等の債権管理及び有価証券保有が適正に行われているか。
- (2) 公の施設及び事業の有効性の問題点が適切にフォローされているか。
- (3) 指定管理者制度
- (4) 県出資法人関係の諸問題について
- (5) 派遣職員の問題点

テーマ(2) 愛媛県の関連諸団体

- (1) 県が事務局となる団体にはどのようなものがあるか
- (2) 事業内容は何か

- 県の直接執行事務との違いは何か
県が事務局を担当する必要性はどうか
(3)収支の管理、財務状態はどうか

5 監査の対象

上記 4. に関する県の部局及び県出資法人

6 外部監査の実施期間

平成 22 年 4 月 5 日から平成 23 年 3 月 22 日まで。

7 監査補助者

石川 千晶(公認会計士)

小林 裕彦(弁護士)

石井 吉春(北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授)

石崎 泰吏(公認会計士試験合格者)

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)本文中の金額は原則として四捨五入している。

第2 監査の結果(1)包括外部監査結果に対する措置状況等の検証

- A 債権管理の問題点
- B 有価証券保有及び出捐の有効性
- C 公の施設及び事業の有効性
- D 指定管理者制度
- E 県出資法人等の人事給与制度

A 債権管理の問題点

1. 債権管理の課題

(1) 債権管理の重要性

本年度の外部監査のテーマは過去の監査結果に対する措置状況等の検証であるが、以下では愛媛県の債権管理全般について検討する。

というのは、債権管理については、過去の個別の監査結果に対する措置状況にとどまらず、債権管理全般に係る執行体制そのものに問題があると同時に、債権管理体制の有効性と効率性に問題があると考えられるためである。

ところで、債権管理とは、債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務であるが、愛媛県では平成21年度末の貸付債権の債権額は23,392,033千円で、この内、回収不能見込額の合計は988,760千円にも上っている。

このため、何故、このような多額の回収不能見込額が生じたのかを検証するとともに、法令等で規定された債権管理のための諸手続、特に回収手続を行ったかどうかを検証すべきである。

また、地方公共団体の債権管理においては、回収不能な債権を不納欠損処分せず、滞留させていないか、債権回収にコストがかかりすぎていて効率性が損なわれていないか、そもそも貸付制度が、必要かつ相当であったか、現在もなお有効か、貸付手続が適正かなどについても併せて検証する必要があると考える。

(管理体制)

貸付金等の制度は、国の施策や歴史を反映して多岐にわたり、制度に応じて各担当課で分散管理されている。通常債権はそれでもよいが長期滞留債権を解決するには、専門知識や経験が求められるため統括管理が必要と考えられる。しかしながら、滞留債権に対処するマニュアルがなく、統括管理も行われていないのが実態とみられ、分散管理による回収事務の不効率が長期滞留債権増加の構造的要因となっている。

(2) 債権の分類と法令の適用関係

地方公共団体が財産として管理の対象としている金銭債権は、(1)公法上の原因に基づいて発生する債権(公債権)、(2)私法上の原因に基づいて発生する債権(私債権)に分けられる。

そして、公債権は、①地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権(強制徴収公債権)、②滞納処分の例によることができない債権(非強制徴収公債権)に分けられる。

この公債権、私債権に対する地方自治法(以下、「法」と略する。)及び同法施行令等の適用関係は、

次のとおりである。

区 分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知	普通地方公共団体の歳入を収入するときは、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない(法第 231 条)。		
督促	普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない(法第 231 条の 3 第 1 項)。		普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない(法施行令第 171 条)。
徴収停止	地方税法等	普通地方公共団体の長は、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき(1号事由)、債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき(2号事由)、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき(3号事由)に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後当該債権の保全及び取立てをしないことができる(法施行令第 171 条の 5)。	
履行延期の特約等	地方税法等	普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき(1号事由)、あるいは、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき(2号事由)など、所定の事由に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる(法施行令第 171 条の 6 第 1 項)。	
免除	地方税法等	普通地方公共団体の長は、履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる(法施行令第 171 条の 7 第 1 項)。	
強制執行等	地方税法等	普通地方公共団体の長は、納期限までに納付しない者に対して督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行延期の特約等の措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合を除いて強制執行等の措置をとらなければならない(法施行令第 171 条の 2)。	
履行期限の繰上げ	普通地方公共団体の長は、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅延なく、債務者に対し、その旨の通知をしなければならない(法施行令第 171 条の 3)。		
債権の申出等	普通地方公共団体の長は、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない(法施行令第 171 条の 4)。		
時効期間の特則	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除	原則 10 年間(民法第 167 条第 1 項)	

	くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする(法第236条第1項)。	
時効の援用、時効利益の放棄	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない(法第236条第2項)。	時効の援用が必要で、時効利益の放棄は可能である(民法第145条、第146条)。
時効中断の絶対効	納入の通知及び督促には、絶対的時効中断の効力がある(法第236条第4項)。	

(3)貸付債権の分析

貸付債権は、貸付金、長期延滞債権及び未収金に分類される。これらの3科目の合計金額が貸付債権の総額となる。

- ①貸付金(期限未到来分)とは、平成21年度末において期限未到来の債権で、長期延滞分を除いたものである。
- ②長期延滞債権とは、当初調定年度が平成20年度以前のもので、収入未済のものである。
なお、貸付金(期限未到来分)及び未収金(当年度調定分)のうち、長期延滞債権(期限到来分)となった同一相手先の債権も含んでいる。
- ③未収金(当年度調定分)は当年度新たに発生した延滞債権であり次年度には長期延滞債権となる。

貸付金・長期延滞債権・未収金の一覧表(単位:千円)

基準日は平成22年3月31日。ただし、出納整理期間中(H22.4.1~5.31)の出納を含む。

相手先名または種別	貸付金		長期延滞債権		未収金		債権合計 (A)+(B)+(C)
	の明細(A)	の明細(B)	うち回収不能見込額	の明細(C)	うち回収不能見込額		
中小企業高度化資金貸付金 (ファンド事業:産業創出課分)	10,830,320						10,830,320
中小企業高度化資金貸付金 (経営支援課分)	439,483	1,063,846					1,503,329
愛媛県奨学資金貸付金	3,527,944	73,560		17,911			3,619,415
母子寡婦福祉資金貸付金	2,212,533	198,616		32,405			2,443,554
地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金	912,687	1,205,539	932,258	54,784	1,825		2,173,010
林業改善資金貸付金	855,190	20,948		11,157			887,295
小規模企業者等設備導入資金貸付金	702,656						702,656
中小企業機械類貸与資金貸付金	169,798						169,798

就農支援資金貸付金	221,089					221,089
農業改良資金貸付金	130,990					130,990
沿岸漁業改善資金貸付金	102,160	1,430				103,590
織布業構造改善資金貸付金	62,856	217,737				280,593
災害援護資金貸付金	62,073					62,073
瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	61,870					61,870
看護職員修学資金貸付金	13,349					13,349
生活安定資金貸付金		50,711	28,598			50,711
介護保険財政安定化基金貸付金	34,336					34,336
地域総合整備資金貸付金	34,000					34,000
中小企業設備近代化資金貸付金		32,259	26,079			32,259
地域医療医師確保奨学金貸付金	20,178					20,178
介護福祉士等修学資金貸付金	15,984					15,984
高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金	1,512					1,512
地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金		122				122
合計	20,411,008	2,864,768	986,935	116,257	1,825	23,392,033

貸付債権の合計は 23,392,033 千円で、この内、回収不能見込額の合計は 988,760 千円(長期延滞債権 986,935 千円+未収金 1,825 千円)にも上っている。

また、長期延滞債権は、2,864,768 千円で、約 3 分の 1 相当の 10 億円にも上る債権が回収不能見込みとなっている。

2. 債権管理の実態調査

(1) 債権管理の合規性と効率性

債権管理の合規性を検討するに当たって重要なファクターは、債権の回収ができるのにそれを怠るなどして不納欠損になった場合に住民訴訟において首長等に損害賠償が求められるリスクがあるということであり、この点に関しては、税金(地方税)についてであるが、市町村長に損害賠償責任が認められた裁判例がある(浦和地方裁判所平成12年4月24日判決判例地方自治210号35頁)。

一方、債権管理の効率性を検討するに当たって重要なファクターは、回収不能なものについては、積極的かつ機動的に不納欠損していくということであり、回収が不可能な債権について人件費等のコストをかけて、回収努力を行っていくのは二重の意味で税金の無駄使いになるということを地方公共団体は十分認識すべきである。

以上の債権管理の合規性と効率性の調和を考えて、地方公共団体は債権管理をめぐる制度改革に真摯に取り組むべきであると考えます。

(2) 債権管理チェックシート

以上の問題意識と法令に照らして、債権管理の合規性、効率性、経済性、有効性を判断すべく、次のチェック項目を設定し、過去の監査結果に係る私債権及び非強制徴収型公債権について、個別債権ごとにチェックシートを用いて調査・検討した。

チェックの結果改善すべきと思われる事項は個別調査の意見として記載する。

(貸付手続の安易性)

a. 借入者本人に返済能力があるか。

貸付である以上、返済能力に不安がある場合には、原則として貸付を不可とすべきである。ただし、福祉目的の貸付については、返済にある程度不安があっても貸付を実施する必要がある場合がある。

b. 連帯保証人を徴求しているか。連帯保証人に返済能力があるか。

c. 抵当権を設定すべき場合に設定しているか。担保物件に担保価値はあるか。

d. 借用書の記載事項は適正か。

例えば、①期限の利益の喪失条項、②債務者や連帯保証人に住所を変更した場合にそれを届け出る義務とそれを怠った場合には、督促状等が通常到達すべきときに送達があったものとみなす規定

e. 追加担保請求条項など、借用証の記載内容が債権管理の観点から合理的、有効的であるかどうかを検討する必要がある。

f. 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか。

債権の回収過程においては、借りていないとか、連帯保証人にはなっていないなど債権負担意思が争われることがあるので、面前自署、実印押印と印鑑証明書の提出又は電話若しくは書留郵便による照会を行う必要がある。

g. 債権管理台帳を適正に作成しているか。

債権管理台帳には、少なくとも、①債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限、②債権の発生原因、③債権の発生年度、④債権の種類、⑤利率その他利息に関する事項、⑥延滞金に関する事項、⑦債務者の資産又は業務の状況に関する事項、⑧担保(保証人に保証を含む。)に関する事項、⑨解除条件、⑩償還予定、償還実績、元金残高等を一覧できる返済一覧表を記載しておくべき

である。

なお、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則では、知事の定めるものを除くほか、「債権整理簿」と「債権管理簿」を調整しなければならないとされている。

h. 債権管理マニュアルを作成しているか。

i. 納入通知は適正に行われているか。

(未回収の場合の対応状況)

j. 督促は適正に行われているか。

k. 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか。

l. 徴収停止は適正に行われているか。

m. 履行延期の特約等は適正に行われているか。

平成 15 年 12 月 5 日付け 15 総第 341 号において、県総務部長は各部局長宛てに「また近年の経済事情等から債務の弁済が困難となっている債権が見受けられるところですが、これらの債権については、債権承認、履行延期特約等による時効中断措置を徹底し、いたずらに時効による消滅を招くことのないよう留意願います。」と依頼しているところである。特に、公債権の場合、5 年で債権が確定的に時効消滅してしまうので、安易に時効にかからせてはならないかを検証する必要がある。

n. 免除は適正に行われているか。

o. 強制執行等は適正に行われているか。

p. 履行期限の繰上げは適正に行われているか。

q. 不納欠損処理は適切になされているか。

愛媛県会計規則によると、次の場合に不納欠損の手続をしなければならないとされている。

①法令の規定に基づき債権及びこれに係る損害賠償金等を免除したとき

②消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき

③法第 96 条第 1 項第 10 号の規定による債権放棄に係る議会の議決があったとき

④解除条件が成就したとき

r. 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか。

(その他)

s. 役割を終えた貸付制度はないか。

t. 類似の貸付制度はないか。

u. 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか。

チェックシート

1 債権の概要

分類	私債権	根拠	
開始年度		貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 現在)	
目的			

2 チェック項目の充足状況

区分	評定	状況
1 借入者本人に返済能力があるか		
2 連帯保証人に返済能力があるか		
3 担保物件に担保価値はあるか		
4 借用書の記載事項は適正か		
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか		
6 債権管理台帳を適正に作成しているか		
7 債権管理マニュアルを作成しているか		
8 納入通知は適正に行われているか		
9 督促は適正に行われているか		
10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか		
11 徴収停止は適正に行われているか		
12 履行延期の特約等は適正に行われているか		
13 免除は適正に行われているか		
14 強制執行等は適正に行われているか		
15 履行期限の繰上げは適正に行われているか		
16 不納欠損処理は適正に行われているか		
17 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか。		
18 役割を終えた貸付制度はないか		
19 類似の貸付制度はないか		
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか		

(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、—・・・該当なし)

3. 債権管理対策(提案)

愛媛県においては、私債権の所管課がそれぞれ債権管理を行っているが、担当する職員が必ずしも債権管理の専門的知識を有しているわけではないことから、法的措置に関するノウハウの蓄積や組織的な対応ができず、法的措置を採らなければならないケースについての問題の先送りという消極的な結果に結びつきやすい側面があり、個別の私債権の管理に係るチェック項目の充足状況をみても、法的措置が十分に採られてきたとはいえない。

また、私債権は公債権と異なり、債務者側から消滅時効を援用してもらわないと時効が完成せず、ひいては不納欠損処理もできないため、対応を誤れば回収不能債権が累積していくことになる。

しかも、地方自治法上、債権の免除は一定の要件を満たす場合しか認められておらず(法施行令第171条の7第1項)、また、債権の放棄は、条例に特別の定めがないときは、議会の議決が必要である(法第96条第1項第10号)ことも、回収不能債権がより累積しやすい要因ではないかと考えられる。

その上、債務者が著しい生活困窮状態である場合、破産免責を受けた場合、消滅時効が完成したものの債務者から消滅時効の援用がなされていない場合など、現実的には回収不能である多額の債権が帳簿に計上されることで、地方公共団体の財産状況の正確な把握が妨げられることになる。

このような債権については、積極的に免除や放棄の規定を活用して消滅させた上で不納欠損処理を進めることが、地方公共団体の債権管理の効率化のためには不可欠であると考えられる。

これらの点について、財産管理を統轄する総務部総務管理課からは、

「現在、平成22年度末を目途に法的制度や事務処理などを整理した『債権管理マニュアル』を作成しているところであり、これを基に各所管課の担当職員の資質向上を図り、より効率的で実効性のある債権管理に努めたい。

また、債権管理に当たっては、安易に債権を放棄するのではなく、まずはできる限り回収を図るよう徹底する必要がある。しかしながら、回収の見込みが事実上皆無と考えられるものについては、現在でも、法第96条の規定に基づき、議会に議案を提出するよう指導しており、仮に複数の部局に案件がある場合には、総務部で集約して提出することも検討したいと考えている。

さらに今後は、法的措置まで踏まえた債権回収はもちろんのこと、『放棄すべき債権は、きちんと理由を示して議会に提案し、内容をオープンにすべき』とする監査委員の意見もあることなどから、現実的には回収不能である債権の放棄についても、積極的な議案提出に取り組む必要があると考えている。」との説明があった。

このような方向性は妥当であると考えられるので、今後、これらの取組みを積極的かつ効率的に進め、債権に係る諸問題を解決して、適正な債権管理を完遂していくことを期待したい。

なお、滞留債権対策として、次のような方策も有効と考えられる。

その際、(4)私債権管理条例の制定及び(5)知事の専決処分の範囲の拡大に当たっては、県民感情や公平性・公正性に留意するとともに、議会軽視との指摘を受けないよう、慎重な検討が望まれる。

(1)口座振替制度の活用(収納手続)

県の貸付金回収手続は、契約に基づいて調定を行い、納入通知書を発行する。調定は住宅債権等を除き、通常年1回であり出納閉鎖期間(翌年5月末)までに未収の債権は長期延滞債権としている。一般的に民間の貸付債権は毎月返済であり口座振替制度により回収する。同様に、返済遅延債権につい

ては債務者と返済可能な金額を交渉し、口座振替制度を活用して毎月返済により確実な回収を図ることと滞留債権となるのを防止又は減少できると考えられる。本県においても口座振替制度(※1)があるものの周知不十分であり、採用されていない。積極的に活用して未収債権の早期回収努力を図るとともに、長期延滞債権の月次分割払いも有効活用すべきである。

その際、出納員等収納専用口座(※2)を併用することにより債権管理を効率的に行うことができる。口座振替制度並びに出納員等収納専用口座制度はほとんど利用されていないが、債権管理を迅速、かつ、効率的に実施するためには是非活用すべきである。

(※1)口座振替制度とは、債務者との返還合意に基づき銀行口座から引き落としにより納付する方法であり、債務者は金融機関に口座振替納付届を提出すると共に県は金融機関へ納入通知書を送付して、毎月指定日に口座振替で県へ収納する。回収事務の合理化により回収コストの削減にもつながると考えられる。

(※2)出納員等収納専用口座とは、県全体の歳入を受け入れる口座(愛媛県名義)とは別に、会計管理者が必要と認めた場合等に、各所属の出納員名義の口座を設け、当該口座を通した歳入の受け入れを行うものであり、その流れは次の通りである。

①納入義務者が出納員等収納専用口座へ振り込み⇒ ②出納員等が口座から引き出し、当該収納金を払込書により、県の口座へ払い込む⇒ ③領収書を納入義務者に交付(振込控を領収書とみなすこともできるので省略可能。)

「出納員等収納専用口座の開設等に関する要綱」によれば、口座開設には「会計管理者が特に必要と認めるもの」とされているので、前向きに運用されると共に必要に応じて要綱を修正して効率的な収納事務に役立てることを期待する。

(2)弁護士との協同処理

地方公共団体の私債権の回収に関しては、非強制徴収公債権も含めて、地方税の滞納処分の例により強制徴収をすることができない。このため、地方公共団体が私債権について強制執行等を行うためには、民法、商法等の民事実体法のみならず、民事訴訟法、民事執行法等の民事手続法等の知識と実践が不可欠であるが、この点に関しては、自治体職員にはなじみが薄いと考えられる。そして、このことがまさにこれまで地方公共団体が私債権の債権不履行の事案について、地方自治法に規定された強制執行等に消極的であった一因と考えられる。

例えば、強制執行等の前提となる債務名義の取得一つとっても、支払督促、少額訴訟、訴訟等のいずれの手續が費用対効果、解決までのスピードと実効性の観点から適切か、また、仮差押、仮処分の保全処分が必要かどうか、さらには、単なる債務不履行事案だけではなく、借入が詐欺的行為によりなされたとか、債務負担意思が争われた場合の法的対応等においては、日常的に債権回収を業務としている弁護士と協同で処理を進めていくことが効果的であると考えられる。

県によると、「これまでも顧問弁護士への相談等は行っており、また、前述の債権管理マニュアル等を基にして来年度から具体的な債権処理に取り組む予定であることから、弁護士との協同処理についても、今後、費用対効果や実効性を勘案しつつ、現在の顧問弁護士制度の一層の活用方策も含めて検討する必要があると考えている」とのことである。

こうした県の意向を踏まえた上で、ここでは、私債権の回収に係る地方公共団体と弁護士の協同処理のスキームとして、次のような例を紹介しておく。

【例】

ステップ1

コスト面と回収可能性を考慮した上での私債権回収に係る法的手段の選択のほか、例えば、民事債権と商事債権の区別、債務者等の財産の調査、債務者が行方不明や自己破産、個人再生手続をした場合の対応、債務負担意思が争われた場合の紛争の対応などでさまざまな法律問題に関する相談と勉強会の体制を構築する。

ステップ2

弁護士名による内容証明郵便に付する案件の選別と実行(資力等により法的措置をとることで、回収見込みがあるものを選別する。)

ステップ3

支払督促、支払相談、簡易裁判所の事物管轄の事案(訴額140万円未満の訴訟)、民事調停など簡易裁判所関係の手続を弁護士と相談、協議の上、地方公共団体職員が実行する。

ステップ4

地方裁判所の事物管轄の事案(訴額140万円以上の訴訟)、仮差押、仮処分の保全処分、不動産競売申立事件、告訴事件等の弁護士への依頼

(3) 債権管理に係る適切な組織的対応

適切な債権管理は、県が現在作成しているという「債権管理マニュアル」を基に、各債権所管課の担当職員の資質向上を図り、まずは各職員が個々の処理を適切に遂行することが基礎になる。

その上で、債権管理の様々な態様に応じて、各債権所管課や部局が柔軟かつ緊密な連携のもと組織を挙げて対応するとともに、債権に係る事務を統轄している総務管理課が十分に管理統括責任を果たし、より効率的で実効性のある債権管理に取り組むことが必要であると考えられる。

(4) 私債権管理条例の制定

今後、債権放棄を進めていく一つの方向として、債権放棄議案の多寡や内容の軽重等にもよるが、地方公共団体の長の専決による債権放棄に関する規定を条例に設ける例も見られ始めている。ここでは、東京都江戸川区の「江戸川区の私債権の管理に関する条例」を紹介しておく。

【例】「江戸川区の私債権の管理に関する条例」(平成18年3月29日条例第13号)

(放棄)

第14条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(3) 当該債権について消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があ

る場合を除く。)

(4) 第7条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

(5) 第11条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(5)知事の専決処分の範囲の拡大

法第180条第1項は、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。」と定めており、愛媛県議会においても、「地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定一覧表(昭和44年7月現在)」により「県営住宅に係る家賃の請求及び県営住宅の明渡し請求等に伴う訴えの提起、和解及び調停に関する事」などを指定している。なお、同条第1項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならないとされている(同条第2項)。

現在は、貸付金返還に係る支払督促、少額訴訟、通常訴訟を提起したり、和解をする場合には、議会の議決が必要となっているが、今後の債権処理の動向によっては、例えば、貸付金返還に係る500万円以下の支払督促等や和解に関し知事の専決処분을認めるよう、同一覧表に「訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が500万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する事」のような議会の追加指定を得ることも一案であると考えられる。

【参考】「地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定一覧表」(昭和44年7月現在)

軽易事項
一 県費10万円未満の歳入歳出追加予算にして緊急を要するもの
二 地方自治法第243条の2第1項に規定する職員の賠償責任免除に関する事。 (一) 5万円未満の現金を亡失した場合 (二) 価格5万円未満の物品を亡失又はき損した場合
三 2月定例県議会閉会後次の議会開会までの間における次の事項 (一) 法令に基づく義務的負担及び県費負担の伴わない歳入歳出予算の追加もしくは更正 (二) 国庫支出金その他特定収入及びこれに伴う義務的負担による歳入歳出予算の追加もしくは更正 (三) 年度繰越事業に伴う歳入歳出予算の追加 (四) 歳入歳出予算において赤字を生じた場合における繰上充用に関する予算 (五) 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和28年法律第101号)に基づく地方債の証券の納付にかかる地方自治法第226条の規定による議会の議決事項 (六) 前各号に関連する事項
四 法律上その義務に属する30万円以下の損害賠償の額を定めること。ただし、自動車交通事故による損害賠償にあつては、300万円以下の額を定めること。

五 県営住宅に係る家賃の請求及び県営住宅の明渡し請求等に伴う訴えの提起、和解及び調停に関すること。

(6) 悪質な滞納者への対応

公債権である税については、納税を促進するための特別措置を講じて税の徴収に対する信頼を確保するため、著しく誠実性を欠く滞納者に対し、行政サービスの停止等の措置や滞納者の氏名等の公表を行う制度を創設している例がある。その一つとして、神奈川県小田原市の「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」を次のとおり紹介しておく。

なお、このような制度は、守秘義務を定める地方税法第 22 条及び地方公務員法第 34 条に抵触するおそれがあり、かつ、住民の権利を制限することとなるので、これらの点に十分に留意して慎重に対応しなければならないと考えられる。

【例】「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」(平成 12 年 3 月 31 日条例第 9 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、市税の滞納を放置しておくことが納税義務の履行における市民の公平感を阻害することを考慮し、市税を滞納し、かつ、納税について著しく誠実性を欠く者に対し、納税を促進するための特別措置を講じることにより、市税の徴収に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(滞納者に対する措置)

第 6 条 第 2 条〔督促及び滞納処分〕又は前 3 条〔質問及び検査、搜索の権限及び方法、その他財産調査に関する事項〕の手續に着手しても、なお、市税が滞納となっている場合において、当該滞納となっている市税の徴収の促進に必要があると認めるときは、市長は、当該滞納者に対し、他の法令、条例又は規則の定めに基づき行うものを除くほか、市長が必要と認める行政サービスの停止、許認可の拒否等(以下「行政サービスの停止等」という。)の措置を執ることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の行政サービスの停止等の措置と併せて滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項(以下「氏名等」という。)を公表することができる。ただし、当該滞納者が、地方税法に規定する滞納処分に関する罪又は滞納処分に関する検査拒否等の罪に処せられたときは、この限りでない。

(小田原市市税滞納審査会への諮問)

第 7 条 市長は、前条の行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を小田原市市税滞納審査会(以下「審査会」という。)に提出し、その意見を聴かななければならない。

(1)～(7) 〔省略〕

(滞納者からの事情聴取)

第 8 条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に滞納者の出席を求め、その滞納に至った事情を聴くことができる。

(審査会の意見の尊重)

第 9 条 市長は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表をするに当たっては、審査会の意見を尊重しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第10条 市長は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、あらかじめその予定する措置の内容を滞納者に通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

4. 債権管理に係る個別調査

a. 児童福祉施設入所措置費負担金

(本債権は私債権ではないため、前述の貸付債権の一覧表には掲げられていない。)

分類	強制徴収公債権	根拠	児童福祉法第 56 条 児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則(昭和 41 年 3 月 29 日規則第 13 号)
開始年度	昭和 40 年度	未収金残高 (平成 22 年 3 月 31 現在)	45,030 千円 (5,344 件)
目的	国・県・市町村等行政は、児童福祉を保障するための原理を定め、様々な事業、措置等を行っている。児童福祉施設入所措置等はその一環であり、その費用は、行政だけでなく、本人・扶養義務者もその能力に応じて負担することとなっている。		

1 包括外部監査に対する検討調書(H17)

(監査人の意見)

制度の性格上、未徴収額が発生することはある程度やむを得ない面がある。しかしながら、県民財産の管理責任は所管部課にあり、安易に不納欠損処理を待つことなく、積極的な回収努力が求められる。

(県の対応状況・方針)

各児童相談所において、入所措置児童の保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明する等して、適宜収入に努めている。

滞納となったものについては、「児童福祉施設入所措置費負担金徴収マニュアル」(平成 15 年 9 月)に基づき、児童相談所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、積極的、重点的な納入催告に努めている。

2 監査の要点並びに調査結果

(1) 県の対応について

徴収可能な債務者の選別と、積極的、重点的な納入催告が形式的になされていないか。

収入率が低すぎないか。

不納欠損処理は適切か。

債権の回収コストがかかりすぎていないか。

(2) 監査要点並びに質問事項

ア 本負担金の趣旨、負担金徴収マニュアル

イ 滞納状況一覧表(年度、件数、滞納金額等 平成 21 年度)

ウ 滞納整理班の人数、実績のわかる資料(平成 21 年度)

(3) 調査結果

ア 平成 21 年度の現年度、過年度の収入率

現年度 20,300 千円 (2,699 件)のうち、収入額は 10,913 千円(収入率は 53.8%)

過年度 62,778 千円 (7,460 件)のうち、収入額は 1,523 千円(収入率は 2.43%)

このように、収入率は現年度、過年度とも他の債権の収入率よりも低くなっている。

この理由は、もともと家計に余裕のない家庭が多いことに加え、子どもを虐待した結果として、

子どもを施設に引き取られた親が不満を持っていて、なかなか負担金の支払に応じようとしなないケースがあり、仮に県が法的措置等を行った場合に子どもと親の関係が悪化して、子どもの帰る場所がなくなってしまうという不都合があるので、県としては他の債権と同程度には債権回収に強く出にくいという事情があるためであるとのことである。

イ 滞納整理班

中央児童相談所においては、滞納整理班は管理職6名及び、総務課・判定課職員3名の計9名で構成されており、5月及び12月に、一斉に催告書を発付している。

滞納整理検討会議は滞納整理重点期間(11月～2月)初めに開催されており、年間を通じて機会ある毎にケース担当が滞納世帯状況を把握し、負担金支払を促す等、滞納整理に努めている。また、滞納整理重点期間には、電話催告を行い、必要に応じ訪問催告を行っている。

ウ 徴収検討会議

(開催) 負担金徴収マニュアルでは、所属長は未収金の徴収について、状況の把握、適切な徴収の方法を検討するため、少なくとも四半期毎に1回かつ適時に、未収金の徴収方法等について検討するための徴収検討会議を開催するとされている。

中央児童相談所では、平成21年7月21日、10月21日、11月6日、12月4日に徴収会議が開催されており、四半期毎には開催されていない。

確かに、滞納整理重点期間は11月から2月なので、この時期に徴収会議を集中的に開催する必要は認められるが、少なくとも負担金徴収マニュアルに従い四半期毎に1回開催したうえで、更なる重点的な会議を開催することを検討すべきである。

(議事録) 正式な議事録が作成されていないこともあるので、毎回作成すべきである。

さらに、南予児童相談所も含め、議事録中には法的措置を検討した形跡が見当たらず、法的措置も含めた未収金の徴収方法等について、十分に検討されたとは言い難い状況であった。

今後は、法的措置の検討も行い、その状況を明記すべきである。

エ 中央児童相談所滞納整理班の負担金徴収等に係る事務時間(単位:時間)

職名	年間事務時間	備考
所長	10	状況把握、指示
次長(判定課長)	10	状況把握、指示
指導課長	10	状況把握、指示
保護課長	10	状況把握、指示
総務課長	10	状況把握、指示
指導専門員	10	状況把握、指示
児童福祉司	150	電話催告
児童福祉司	10	電話催告補助
専門員	100	催告書発付等

オ 中央児童相談所の督促及び催告状況

督促は毎月納付期限後10日以内に行っており、また、年間2回の一斉催告、11月から2月にか

けての電話及び訪問催告を行っている。

平成 20 年 12 月には、160 世帯に架電し、さらに、その内の 20 世帯を訪問していて、訪問は 12 月から 2 月の間に、2 人/組×5 組×4 世帯で実施されている。また、平成 21 年度の電話による催告は 101 件、対応しての催告は 3 件であった。

(施設入所負担金滞納整理票)

中央児童相談所における施設入所負担金滞納整理票の中の催告の結果欄について、架電は行っているものの、その旨の記載漏れになっているケースが見受けられた。また、虐待ケースのため架電を行っていないケースについては、単に空欄にするのではなく、架電ができない具体的事情を滞納整理票に明記しておくべきである。

(チェックシート)(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、―・・・該当なし)

区分	評価	状況
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか	―	負担金であるので、意思確認はない。
6 債権管理台帳を適正に作成しているか	○	滞納整理票により管理はなされており内容は適正である。
7 債権管理マニュアルを作成しているか	○	負担金徴収マニュアルを作成している。
8 納入通知は適正に行われているか	○	
9 督促は適正に行われているか	△	督促自体は行っているが、相手先の理解不足のため多額の 不納欠損がある。平成 21 年度に多額の 不納欠損金となっている。
10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか	○	適宜、訪問、直接連絡がされている。
11 徴収停止は適正に行われているか	―	県が法的措置等を行った場合に子どもと親の関係が悪化し てしまう等の不都合が想定されるため、配慮も必要となっ ている。
16 不納欠損処理は適正に行われているか	○	平成 21 年度は 7,692 千円(838 件)の不納欠損処理を行って いる。
17 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか。	―	連帯保証人はない。
18 役割を終えた貸付制度はないか	―	貸付ではない。
19 類似の貸付制度はないか	―	該当なし
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか	○	人件費と若干の事務費のみであり、問題はない。

3 問題点及び意見

(1) 訪問の費用対効果

中央児童相談所における平成 20 年度の 20 世帯の訪問の効果として、平成 16 年度から平成 19 年度までの滞納分の徴収は 59,550 円(3 世帯)にとどまっており、延べ 40 人(1 組 2 人)の訪問効果としては、費用対効果に欠けている。

今後、訪問の回数を絞るとともに、悪質な滞納者に対しては、弁護士名による催告書(内容証明郵

便)の送付、支払督促等の実施を検討すべきである。

(2)負担金収入率が低い

平成 21 年度の現年度、過年度の収入率は次の通り。

現年度 20,300 千円 (2,699 件)のうち、収入額は 10,913 千円 (収入率は 53.8%)

過年度 62,778 千円 (7,460 件)のうち、収入額は 1,523 千円 (収入率は 2.43%)

このように、収入率は現年度、過年度とも他の債権の収入率よりも低く、長期延滞債権が増える一方である。

南予児童相談所も含め、議事録中には法的措置を検討した形跡が見当たらず、法的措置も含めた未収金の徴収方法等について検討すべきである。

b. 愛媛県奨学資金貸付金

分類	私債権	根拠	愛媛県奨学資金貸与条例	
開始年度	昭和 36 年度		貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 現在)	3,619,415 千円
目的	経済的理由により修学困難な者に対し学資金を貸与して、有用な人材を育成する。			

1 包括外部監査に対する対応検討調書(H17)

(監査人の意見)

平成 7 年度～平成 10 年度においては期限内返還率が約 90%以上あったが、平成 13 年度以降は約 85%に落ちている。このことが最終的な返還に影響を与えることも予想されるので、まずは期限内返還率アップに注意しながら返還指導をされたい。

(県の対応状況・方針等)

督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」を平成 20 年度より 1 名増員して 2 名体制とし、滞納指導体制の充実を図るほか、係員が連携して未納者本人や連帯保証人等に対して訪問や電話による返還指導を行い、期限内返還率の上昇に努めている。旧育英会移管分の返還開始に伴い、返還者が増大したことなどから、20 年度の期限内返還率は 84.3%となっているが、今後はさらにきめ細かな返還指導を徹底し、期限内返還率の上昇に努めたい。

2 監査要点並びに調査結果

(1) 監査要点並びに質問事項

- ア 平成 22 年 3 月末、貸付金滞納額の年度別残高明細
- イ 奨学生指導員の督促・返還指導実績を記載した管理資料
- ウ 期限内返還率の 5 年間実績一覧表

(2) 調査結果

- ①平成 21 年度調定・返還状況(表②を要約)

	H13～H20 年度分			H21 年度分			H22 年 3 月末
	調定	返還	繰越	調定	返還	繰越	
件数(件)	440	168	272	3,199	2,868	331	603
金額(千円)	31,954	12,286	19,668	319,395	293,544	25,851	45,519

平成 21 年度末未納額は 45,519 千円であり、その内訳は表①②のとおりであり、次第に過年度分の繰越額とその割合が増加しつつある。

表②により歴年の返還率をみると平成 17 年度まで約 98%以上であったが、その後減少傾向にあり平成 21 年度返還率は 92%となっている。育英会の奨学金を取り扱うようになり調定金額が増えたとはいえ出納閉鎖期間(翌年 5 月)までの回収率は 95%以上に高めることが望ましい。

定期徴収は年 1 回で、未収金に対して 2 か月後に督促調定を行うがその後は担当者の個別対応で出

納閉鎖期間までに回収を図っている。長期延滞債権になると回収が困難となり回収の手間とコストも要することになる。

②過去の返還状況と平成 21 年度末残高内訳

年度	調 定		年度内納入		年度内未納	H13～H20 年度分		H22 年 3 月末
			(5 月出納閉鎖)	返還率		調 定	21 年度納入額	
12	件数(件)	2,185	2,136		49			
	金額(千円)	142,788	140,430	98.3%	2,358			
13	件数(件)	2,117	2,078		39	1	0	1
	金額(千円)	157,001	154,707	98.5%	2,294	40	0	40
14	件数(件)	2,082	2,041		41	8	3	5
	金額(千円)	150,789	148,581	98.5%	2,208	570	140	430
15	件数(件)	2,030	1,979		51	12	1	11
	金額(千円)	158,856	155,709	98.0%	3,147	740	30	710
16	件数(件)	2,028	1,966		62	18	2	16
	金額(千円)	173,893	169,911	97.7%	3,982	1,274	80	1,194
17	件数(件)	2,182	2,111		71	27	4	23
	金額(千円)	205,726	201,056	97.7%	4,670	1,906	370	1,536
18	件数(件)	2,296	2,182		114	46	10	36
	金額(千円)	222,014	213,806	96.3%	8,208	3,050	516	2,534
19	件数(件)	2,412	2,250		162	83	28	55
	金額(千円)	234,460	222,386	94.9%	12,074	5,994	2,062	3,932
20	件数(件)	2,844	2,599		245	245	120	125
	金額(千円)	290,518	272,138	93.7%	18,380	18,380	9,088	9,292
21	件数(件)	3,199	2,868		331	-	-	331
	金額(千円)	319,395	293,544	91.9%	25,851	-	-	25,851
				計	件数(件)	440	168	603
					金額(千円)	31,954	12,286	45,519

3 問題点及び意見

奨学資金貸付金は、返還金が貸付金の原資となっていることや、返還期間が最大 15 年と長期であることなどから、的確な債権管理を行い、未収金を発生させないように努める必要がある。

次年度調定まで未収金をできるだけ回収することが望ましく、その方法として口座振替制度(※1)を活用することがあげられる。

その際、出納員等収納専用口座(※2)を併用することにより債権管理を効率的に行うことを提案する。口座振替制度並びに出納員等収納専用口座制度はほとんど利用されていないが、債権管理を迅速かつ、効率的に実施するために是非活用すべきである。

(※1)口座振替制度とは、債務者との返還合意に基づき銀行口座から引き落としにより納付する方法であり、県は納入通知書を銀行へ送付する。

(※2) 出納員等収納専用口座とは

県全体の歳入を受け入れる口座（愛媛県名義）とは別に、会計管理者が必要と認めた場合等に、各所属の出納員名義の口座を設け、当該口座を通した歳入の受け入れを行うものであり、その流れは次の通りである。

① 納入義務者が出納員等収納専用口座へ振り込み⇒

② 出納員等が口座から引き出し、当該収納金を払込書により、県の口座へ払い込む⇒

③ 領収書を納入義務者に交付⇒振込控を領収書とみなすこともできるので省略可能。

「出納員等収納専用口座の開設等に関する要綱」により、口座開設には「会計管理者が特に必要と認めるもの」とされているので、前向きに対応されることを望む。実務上の課題が生ずるならば要綱を修正して効率的な収納事務に役立てることを期待する。

c. 児童扶養手当返納金債権

(本債権は私債権ではないため、前述の貸付債権の一覧表には掲げられていない。)

分類	非強制徴収型公債権	根拠	児童扶養手当法
開始年度	昭和 36 年度	貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 現在)	6,971 千円(17 名) (18 件)
目的	老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けていたり、受給者に事実婚があったなど、受給資格を喪失していたが、児童扶養手当を受給していた場合について、返納を求めるもの。		

1 包括外部監査に対する検討調書(H17)

(監査人の意見)

当該債権の発生は、各受給者に密着した情報収集を行っていれば、多くの場合防げるものと考え。さらに積極的な債権回収に努められたい。

(県の対応状況・方針)

受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導等について、受付窓口となる町に対して周知徹底を図ってきたことにより、平成 20 年度は返還金の発生は無かった。今後とも発生の未然防止に努めるほか、未納となっているものについては、引き続き納入指導や督促等に努めたい。

2 監査の要点並びに調査結果

(1) 県の対応状況について

県は平成 20 年度には返還金の発生はなかったというものの、平成 21 年度には 750,960 円(1 件)の返還金が発生した。

これは、公的年金の受給を申告していなかったためである。

(2) 監査要点及び質問事項

ア 本貸付金の趣旨、回収マニュアル

イ 滞納状況一覧表(年度、件数、滞納金額等)(平成 21 年度)

(3) 調査結果

①不納欠損の処理状況は、次のとおりである。

平成 17 年度	699 千円(5 件)
平成 18 年度	0 円
平成 19 年度	3,558 千円(8 件)
平成 20 年度	1,592 千円(3 件)
平成 21 年度	17,893 千円(81 件)

②分納希望者

債権管理簿の経過欄を確認したところ、次のケースがあった。

債務者 A から「今のところ 20 万円は貯まっている。」との回答があったが、県の担当者は「こつこつと貯めていただいているようですので、貯まったら返納してください。」と回答した。

また、債務者 B の父親から「毎月 2,000 円ずつ貯めている。今 11 万 6000 円になっているので、こ

の分だけでも返したいがどうすればよいのか。」という質問に対して、県の担当者は、「分割払いはできないので、引き続き貯めてください。」と回答した。

しかし、債権回収に当たっては、可能なものから順次回収していくのが原則であり、本債権について分納が認められていないという法令上の制約はないので、随時貯まったものから回収を図るべきである。

③虚偽現況届への対応

例えば、平成19年6月に公的年金の受給を受けながらも、平成19年8月27日と平成20年8月29日の現況届において「受給者の公的年金の受給状況」欄で「受けることができない。理由:受給要件(年齢等)未到来」に○をしているケースがあった。

年金受給により児童扶養手当の受給を受けられないことを十分理解した上で、現況届に虚偽の記載をした場合は詐欺罪の成立の可能性があるため、ケースによっては告訴を検討すべきである。

④督促状の送付

不納欠損の処理は、平成17年度が699千円(5件)、平成18年度が0円(0件)、平成19年度が3,558千円(8件)、平成20年度が1,592千円(3件)、平成21年度が17,893千円(81件)となっており、平成21年度が急増している。これは、平成16年度にそれまで出していなかった債務者を含めてまとめて督促状を送付したためである。督促日は時効の起算日となり、重要であるから、納期限を経過した場合に適正に送付するとともに、そのコピーと督促状送付の旨を債権管理簿にも明記しておくべきである。

(チェックシート)(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、—・・・該当なし)

区分	評定	状況
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか	—	返納金であるので、意思確認はない。
6 債権管理台帳を適正に作成しているか	○	債権管理簿を作成し、管理しており、内容は適正である。
7 債権管理マニュアルを作成しているか	○	厚生労働省策定の「児童扶養手当返納金債権管理の手引」(平成元年4月)がある。
8 納入通知は適正に行われているか	○	時期、内容とも適正である。
9 督促は適正に行われているか	×	従前督促がなされていなかったため、平成21年度に多額の未回収分となっている。
10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか	○	適宜、訪問、直接連絡がなれている。
11 徴収停止は適正に行われているか	×	市町を通じて、督促等を行っており、県はその内容を十分に把握していないので、督促、法的措置は十分とはいえない。
16 不納欠損処理は適正に行われているか	○	平成21年度に17,893千円(71人)の多額の未回収分処理を行っている。(81件)
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか	○	人件費と若干の事務費のみであり、問題はない。

3 問題点及び意見

①分納拒否

債務者Bの父親から「毎月貯めており、貯めた分だけでも返したいがどうすればいいのか。」という質問に対して、県の担当者は、「分割払いはできないので、引き続き貯めてください。」と回答した事例がある。しかし、債権回収に当たっては、可能なものから順次回収していくのが原則であり、本債権について分納が認められていないという法令上の制約はないので、随時貯まったものから回収を図るべきである。このような場合、口座振替制度を活用して毎月自動収納手続を採用すべきである。

②虚偽現況届への対応

年金受給により児童扶養手当の受給を受けられないことを承知で現況届に虚偽の記載をした場合は詐欺罪の成立の可能性があるため、ケースによっては告訴を検討すべきである。

③督促状の送付

不納欠損の処理は、平成21年度が17,893千円(81件)となっており急増している。これは、平成16年度にそれまで出していなかった債務者を含めてまとめて督促状を送付したためである。督促日は時効の起算日となり、重要であるから、納期限を経過した場合に適正に送付すべきである。

d. 母子寡婦福祉資金貸付金

分類	私債権	根拠	母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和 40 年 3 月 26 日規則第 19 号)
開始年度	昭和 28 年度	貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 現在)	2, 134, 965 千円
目的	母子家庭の母、寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ること。		

1 包括外部監査に対する検討調書(H17)

(監査人の意見)

効果的な債権回収のため、平成 17 年度から各地方局に対し償還協力に関する事務を依頼したところである。またそのうえで平成 17 年度においては、本庁債権についてこれまでの滞納者に対して、ボーナス時期に合わせて一斉に電話や文書により償還計画表の作成や債務承認書の提出を求めるなど、債権回収に向けた組織的な努力を開始した。さらに平成 17 年度からは、借受者とより近い機関において将来の償還指導を視野に入れた貸付審査を行うため、貸付決定権限を本庁から地方局に委譲しており、今後発生する債権についてはこれまで以上の償還率が期待できる。県の以上のような取り組みは一定の評価は出来るが、なにぶん開始したばかりであり、結果が出てから再評価の必要があると考える。

(県の対応状況・方針)

平成 17 年度以降、償還率向上を目指し、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人または保証人への電話、世帯訪問等を行うなど、償還指導に努めるとともに、母子自立支援員等の協力も得ながら、滞納者の生活状況の把握に努め、償還が困難と思われる者については、連帯借主や連帯保証人に償還者を変更するなど、債権回収に努めているところであるが、収納率は依然厳しい状況にあるため、引き続き、滞納者の生活状況の把握と生活状況に応じた適切な償還指導を行い、未収金の早期回収に努めたい。

2 監査の要点並びに調査結果

(1) 県の対応状況について

- 償還率が低すぎないか。
- 不納欠損処理は適切か。
- 債権の回収コストがかかりすぎていないか。

(2) 監査要点及び質問事項

- ア 本貸付金の趣旨、回収マニュアル
- イ 滞納状況一覧表(年度、件数、滞納金額等)(平成 21 年度)
- ウ 母子自立支援員の人数、活動状況がわかる資料

(3) 調査結果

①平成 21 年度の貸付状況

平成 21 年度の貸付金額は 286, 958 千円(499 件)にも上り、その内訳は、修学資金が 228, 536 千円(79. 6%)、就学支度資金が 37, 951 千円(13. 2%)、修業資金が 10, 608 千円(3. 7%)となっており、この 3 種類の資金貸付により全体の 96. 6%を占めている。

②滞納状況一覧(平成 21 年度末)

滞納繰越分

県の母子寡婦福祉資金貸付金の収入状況は、平成 21 年度において、現年度分が 214,040 千円の調定額のうち収入額は 181,635 千円(収入率は 84.9%)であるのに対し、滞納繰越分は 204,717 千円の調定額のうち、収入額は 6,101 千円(収納率は 3.0%)にすぎない。

③償還率の推移(単位：%)

区分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
償還率	現年度分	88	88	87	86	85
	繰越分	5	6	5	5	3

現年度の収納率は、平成 12 年度の 93.1%から除々に下がり、平成 21 年度は 84.9%となっている。また、過年度の償還率も平成 12 年度の 5.9%から減少傾向にあり、平成 21 年度は 3.0%となっている。

④督促状発行件数、金額

区分	件数	金額
合計	4,732	44,850 千円

⑤本貸付金関係業務割合

所属		氏名	母子寡婦福祉資金関係業務割合
保健福祉部	子育て支援課	A	40%
東予地方局	地域福祉課	B	90%
中予地方局	地域福祉課	C	35%
南予地方局	地域福祉課	D	40%

本貸付金の業務担当者の人件費コストの概算は約 18,000 千円である。

⑥母子自立支援員の人数、活動状況

区分	相談員数(人)	相談回数
郡部計	5	2,638
市全体	11	5,330

母子自立支援員(平成 21 年度は 16 人で、その内 5 人が県職員で、残りは松山市以外の他市の職員)の相談件数 7,968 件のうち、本貸付金の貸付、償還関係の相談は 4,647 件(58.3%)となっている。

⑦本貸付金の原資

本貸付金の原資は、国庫貸付金と県の一般会計繰入金によるところ、平成 22 年度の累計の国庫貸付金は 1,705,650 千円にも上っており、県の一般会計繰入金の累計も 868,953 千円にも上っている。

(チェックシート)(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、—・・・該当なし)

区分	評価	状況
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか	○	申請者には、申請書に面前で自署してもらっており、連帯保証人にも借用書に実印で押印させ、印鑑証明書を提出させている。

6 債権管理台帳を適正に作成しているか	○	貸付台帳と償還計画表が分離されてはいるが、内容は適正である。
7 債権管理マニュアルを作成しているか	○	国が作成したマニュアルがあった。
8 納入通知は適正に行われているか	○	時期、内容とも適正であった。
9 督促は適正に行われているか	○	同上
10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか	○	未回収分につき、訪問、電話連絡を行っていた。
11 徴収停止は適正に行われているか	×	市町を通じて、督促等を行っており、県はその内容を十分に把握していないので、連帯保証人に対する督促、法的措置は十分とはいえない。
16 不納欠損処理は適正に行われているか	△	同上。消滅時効起算日から10年を経過した債権は平成22年3月31日現在69,288千円(774件)にも上っているのに全く不納欠損処理がなされていない。私法上の債権であり、本人からの時効の援用がなければできないものではあるが、今後、債権の整理に一層努められたい。
17 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか。	△	借主が返済できないような場合は、連帯借主等に連絡を取り、償還者を借主から連帯借主等に変更するようにしている。
19 類似の貸付制度はないか	△	社福の生活福祉資金貸付金が類似している。
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか	△	債権管理に係る人件費だけでも17,954千円がかかっているので、費用対効果を検討する必要があるとともに、支払督促、少額訴訟、弁護士名による内容証明郵便の実施を検討するほか、積極的な不納欠損処理による長期延滞債権の整理を検討すべきである。

3 問題点及び意見

(1) 不納欠損処理

本貸付金は私法上の債権であるために不納欠損処理が困難なことから、10年間の消滅時効にかかっているのに債務者から時効援用がなされないために事実上回収不能な債権が滞留している。

平成22年3月31日現在、最後の支払日等の消滅時効起算日から10年経過した債権は69,288千円(774件)であり、これは、平成21年度の滞納繰越分の調定額207,717千円の33.4%になる。

したがって、私債権管理条例において、債権放棄の規定を設け、この規定に基づいて回収不能な債権を積極的に不納欠損処理していくべきである。

(2) 債権の管理体制

平成21年度中の督促状の発行件数は合計4,732件であり、納入通知書の期限を2か月経過しても支払がなされていない場合に送付される。

しかし、その後は、組織的、体系的に債権の管理はなされておらず、債権管理簿は作成されているが、滞納者に対する電話連絡、訪問等の交渉記録の作成は任意で行われているのみである。

債権の管理体制を確立するとともに、より組織的な回収努力を行い10年間の消滅時効にかからないようにすべきである。

e. 生活安定資金貸付金

分類	私債権	根拠	愛媛県生活安定福祉基金条例(昭和50年7月18日条例第18号)	
開始年度	昭和50年度(ただし、平成16年度末をもって廃止された。)		貸付残高 (平成22年3月31現在)	50,712千円 (588人)
目的	低所得者及び社会福祉施設入所者の生活安定を図り、もってその生活意欲を助長すること。			

1 包括外部監査に対する検討調書(H17)

(監査人の意見)

貸付金の回収可能性に関しては、現在、返済期限が到来している債権のうち、県として回収不能と判断している債権は、時効期日が到来した貸付金のうち借受人が死亡又は行方不明となっているもの、約23百万円と考えているが、現実的には、時効期日が到来した債権からは回収がほとんど困難と思われる、その場合約47百万円となる。このように回収不能金額が多額に発生してしまった原因は、低所得者に対する貸付であることを差し引いても、不納欠損を引当評価し、債権の管理を厳格に行うという考え方が根底にないため、時効到来まで有効な手段をとれなかったのではないかと考えられる。

(県の対応状況・方針)

未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促等を行うよう要請しており、その取組みの結果、平成17年度～20年度の収入済額は3,867千円、不能欠損額は14,935千円となっており、20年度末時点での未収入金は51,907千円となっている。今後とも、借受人の生活状況に応じた適切な償還指導のほか、時効到来期限債権の不納欠損処理を進めるなどの対策を講じ、債権の整理に努めていくこととしている。

2 監査の要点並びに調査結果

(1) 県の対応について

債権回収は的確になされているか。

不納欠損処理は適切か。

債権の回収コストがかかりすぎていないか。

(2) 監査要点並びに質問事項

ア 本貸付金の趣旨、回収マニュアル

イ 滞納状況一覧表(年度、件数、滞納金額等 平成21年度)

ウ 不納欠損処理の状況

(3) 調査結果

① 制定と廃止の経緯

低所得者及び社会福祉施設入所者の生活安定を図り、もって生活意欲を助長することを目的に、昭和50年7月18日に「愛媛県生活安定福祉基金条例」を制定し、生活安定資金及び社会福祉施設運営安定資金貸付事業資金の貸付事業を実施してきた。

その後、低所得者に対する他の貸付制度の充実や社会福祉施設の運営において介護保険制度、支援費制度が導入、また両資金ともに貸付実績が減少していることなどから、所期の目的を達成したため、平成16年度末をもって廃止された。

②貸付状況(平成22年7月末現在)

区分	人数(人)	金額(千円)
総貸付	5,947	760,858
既償還	5,190	695,464
不納欠損	174	15,358
貸付残	583	50,036

長期滞留債権 50,036 千円のうち、回収不能見込み額は 28,598 千円とされている。

③不納欠損処理状況

区分	不納欠損額(単位:千円)	
	件数	金額
H17年度	2,468	11,168
H18年度	217	1,422
H19年度	342	1,229
H20年度	228	1,114
H21年度	59	275

④償還事務費(単位:千円)

年度	償還金収入	償還事務費
H18年度	1,070	765
H19年度	919	716
H20年度	773	699
H21年度	920	684

⑤滞納者の状況(平成22年7月31日現在) (単位:千円)

区分	人数	金額
支払能力が無い者	269	24,980
支払能力があるのに支払わない者	81	6,020
分納している者	25	1,453
不明	208	17,584
合計	583	50,036

(チェックシート)(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、一・・・該当なし)

区分	評定	状況
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか	△	意思確認のための制度はないが、これまでトラブルになったことはない。しかし、債務負担意思が争われるリスクを回避するため、少なくとも面前自署を要求すべきである。
6 債権管理台帳を適正に作成しているか	○	貸付台帳と償還計画表が分離されてはいるが、内容は適正である。
7 債権管理マニュアルを作成しているか	○	シンプルではあるが、一応存在する。
8 納入通知は適正に行われているか	○	市町を通じて適正になされていた。
9 督促は適正に行われているか	○	同上

10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか	△	督促状の発行など、基幹部分を県が担い、現場での実務については、市町が行うよう役割分担を行っており、未回収分について市町から督促等を行い償還に至っているものもある。
11 徴収停止は適正に行われているか	-	
16 不納欠損処理は適正に行われているか	△	連帯保証人について、「収入は少なく納付は困難」とだけ個人別調書に記載されているケースがあり、具体的な収入と法的措置が十分に検討されていないにもかかわらず、時効援用書を送付して、不納欠損処理を行っている事例も見受けられる。
17 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか。	△	督促状の発行など、基幹部分を県が担い、現場での実務については、市町が行うよう役割分担を行っており、借受人から償還が行われぬような場合は、市町から連帯保証人へ督促を行っている場合もある。
19 類似の貸付制度はないか	△	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金と類似している。県独自の貸付制度として必要性があったかどうか、平成 16 年度末まで継続する必要があったのか疑問である。
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか	×	平成 21 年度は償還金 921 千円に対し、償還費は 684 千円(ただし人件費は除く。)となっている。

3 問題点及び意見

(1)不納欠損処理

連帯保証人について、収入が少なく納付は困難な理由で不納欠損処理がなされているケースがあったが、収入額が明らかではなく回収が本当に困難かどうか不明である。

少なくとも不納欠損処理に当たっては借入者本人、連帯保証人の収入額を明らかにすべきである。

(2)時効援用申立書の交付

本債権は、私債権であるため、時効の援用が必要になるところ、市町から時効援用書の書式を交付しているとみられるケースがあった。

かかる運用を認めるよりも、時効の援用がなされない債権については放棄できるような制度を改めるべきである。

(3)法的措置の検討

滞納者のうち支払能力があるのに支払わない者が 583 人中 81 人いるが、より積極的に債権回収を図るため、弁護士名による催告(内容証明郵便)、支払督促等の実行を検討すべきである。

(4)償還事務費の圧縮

平成 21 年度の償還事務費(人件費を除く)は償還金収入の 74.3%となっている。

本貸付金はもともと滞納者のうち支払能力がない者が 583 人中 269 人にも上っていることから、市町から回収可能性に関する情報をより積極的に入手して、不納欠損処理を進めていくべきである。

(5)債権管理の早期完了

本貸付金は平成 16 年度末をもって廃止されていること、平成 21 年度末の残債権は 50,711 千円であること、もともと資力のない者を貸付対象としていること、償還コストがかかっていること等から、支払能力がある者に対しては、弁護士名による催告(内容証明郵便)、支払督促等の法的措置を徹底するとともに、支払能力がない者に対しては債権放棄も含めた積極的な不納欠損処理を徹底し

て、未回収債権を極力減少させた上で、将来的には、残債権(分割払いの債権も含む。)をサービサー(※)へ売却して、本債権の管理を終了すべきである。

(※)弁護士法の特例として特定金融債権の管理や回収を業として行うことができる株式会社

f. (独) 中小企業基盤整備機構との協調融資

中小企業高度化資金貸付金(経営支援課分)及び織布業構造改善資金貸付金がある。

分類	私債権	根拠	独立行政法人中小企業基盤整備法	
開始年度	昭和 38 年度	貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 日 現在)	中小企業高度化資金貸付金 (経営支援課分)	1,503,329 千円
			織布業構造改善資金貸付金	280,593 千円
目的	中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して協同で取り組む事業に必要な設備資金の一部を、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、事業計画に対するアドバイスをを行いながら、長期・低利(又は無利子)で貸し付けること。			

1 包括外部監査に対する検討調書(H17)

(監査人の意見)

①回収見込みに疑義のある 1,454,933 千円のうち回収できないものについては「財産に関する調書」における資産残高が間違っていることとなる。不納欠損を見積り、この分明示すべきである。

②貸付制度とはいえ、当該制度の目的に対して 40 億円もの資本投下が必要不可欠であったのか、多額の資本の投下がいかなる効果を産んだのか、融資実行やその後の回収過程のあり方の妥当性、債権リスク・マネジメントの状況について検討することが必要と思慮する。

(県の対応状況・方針)

①延滞案件については、担保物件の処分や保証人の追求等により、それぞれ回収の努力を講じており、現時点で回収不能額の算定は不可能。それぞれ回収不能が明らかになった案件から、随時不納欠損を見積もっていく。

②貸付を行うにあたっては、事業計画について専門的な立場からアドバイスや経営診断を行っており、貸付決定の判断は、その当時としては、それぞれ適切なもの。

また、貸付後も必要に応じて助言等経営に関するサポートを講じており、現在償還が滞っている案件については、経営環境の大幅な悪化によるやむをえない事情により発生したものである。

これらの案件については、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携を図り、引き続き適正に債権回収を行っていく。

2 監査の要点並びに調査結果

(1) 県の対応について

①県は担保物件の処分や保証人の追及等によりそれぞれ回収の努力を講じており、現時点で回収不能額の算定は困難であるとしているが、現実の担保物件の処分状況や連帯保証人の責任追及状況を見て、回収不能額は明らかにできないのか。

②県は、貸付決定の判断の適切性と滞納は経営環境の大幅な悪化を理由としているが、合規的な説明となっているか。

(2) 監査要点並びに質問事項

①ア 本貸付金の趣旨、回収マニュアル

イ 滞納状況一覧表(年度、件数、滞納金額等 平成 21 年度)

②ア 貸付決定の判断基準

イ 「経営に関するサポート」の具体的内容

ウ 独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携の内容

(3) 調査結果

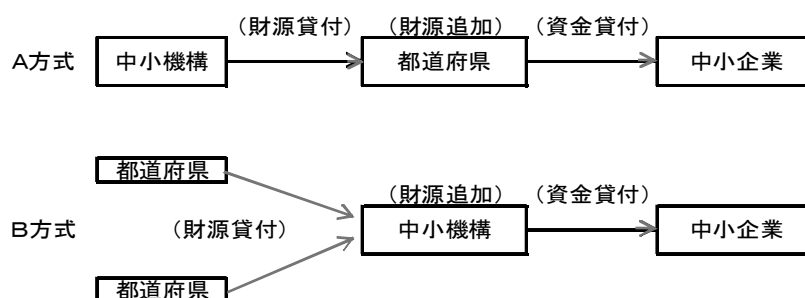
①平成 21 年度末の未収金(延滞債権)残高の状況(単位:千円)

種類	区分	債務者	滞納発生年度	未収額計
中小企業高度化 資金貸付金	A 方式	(株) A [ホテル経営]	17	1,063,846
織布業構造改善 資金貸付金	B 方式	協同組合 B [事業廃止]	5~6	9,323
		協同組合 C [事業廃止]	15~17	32,071
		D 協同組合 [事業廃止]	13~17	102,456
		E 協同組合	19	73,887
		小計		217,737
	合計			1,281,583

<貸付方法>

「A方式」は1つの都道府県内での事業

「B方式」は2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業



(※) 中小機構とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の略である。

②織布業構造改善資金貸付金の回収可能性

1) 回収可能性に係る情報の入手

(協) Bは平成7年6月に、(協) Cは平成19年7月に事業を廃止し、D(協)は平成19年10月に破産手続開始決定を受け、平成20年9月に異時廃止となっており、これらに係る長期延滞債権合計143,850千円の回収可能性は極めて低い。

これらは(独)中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)が債権回収に当たっており、中小機構が中小企業から貸付金を回収できないと、県は中小機構への債権を放棄することになるので、県は、残存の担保物件の処分可能性や連帯保証人からの回収可能性に係る情報を中小機構からより積極的に入手することにより、十分に把握する必要がある。

2) 回収不能見込額の早期算定

県は今後、中小機構と連携し、残存の担保物件の処分可能性、連帯保証人からの回収可能性を含め将来的な回収見込みを検討した上で、回収不能見込額を確定し、不納欠損処理を進めていくべき

である。

③中小企業高度化資金貸付金(経営支援課分)の回収可能性

中小企業高度化資金貸付金(経営支援課分)の債権残高は 1,503,329 千円であり、その内 1,063,846 千円が(株)Aに対する長期延滞債権となっている。

1) (株)Aの財政状態

最近の決算書をレビューした結果、減価償却費を5年以上計上していないこと、固定資産税の滞納があることから損益状況並びに資金繰りが厳しい兆候がみられる。減価償却の未計上を加味すると実態は債務超過とも考えられる。

同社の長期借入金 2,031,258 千円のうちの 5 割強は愛媛県の貸付金(1,063,846 千円)であり、債権の回収可能性にはかなりのリスクがある。

2)返済割合の不公平性

(株)Aのホテル設立当初からの債権者である県及びH金融機関に対する平成 17 年度から平成 21 年度までの返済額の合計と平成 21 年度末の債務残高は次のとおりである。

県	返済額 40,000 千円	残高 1,063,846 千円
H金融機関	返済額 18,500 千円	残高 119,900 千円

以上のとおり、按分弁済になっておらず、明らかに不公平である。

(株)Aから県に対し、平成 18 年度から平成 22 年度の間で合計 1 億円の返済を行う旨の計画書の提出があったところであるが、毎年 20,000 千円の返済でもH金融機関への平成 17 年度から平成 21 年度までの間の返済(3,600 千円、3,300 千円、3,900 千円、4,100 千円、3,600 千円)に比べると不公平である。

なお、平成 22 年 3 月 25 日に出された(株)Aの「経営改善・長期借入金返済計画書」によると、平成 22 年からは、県は、H金融機関ら他の債権者との間で概ね債権額で按分した返済となっている。

3)連帯保証人への責任追及

(株)Aの債務の連帯保証人は代表者本人以外に 6 者存在するところ、返済計画が立てられていることにより未だ連帯保証人には責任追及はなされていない。しかし、主債務者である会社の再建計画が立てられていようがまいが、連帯保証人の責任追及は同時になされるのが本来の債権回収である。加えて、時間が経過すればするほど、連帯保証人の財産が散逸してしまう可能性があるため、連帯保証人の責任追及を行うべきである。

4) (株)Aへの貸付の合理性

本件融資の必要性については、次のとおりとされている。

国が昭和 61 年に特定地域中小企業対策臨時措置法を制定し、地域の産業活性化を積極的に進め、また、平成 2 年にはえひめ瀬戸内リゾート開発構想が承認されるなど当地域を取り巻く環境も目まぐるしく変化してきている。こうした状況下において、組合及び組合員は更なる経営の多角化を図るため、ホテル建設を企画したものである。

(株)Aのホテルの収入見込は融資申立段階では 779,000 千円とされていたが、平成 17 年度以降の収入は年間 4 億円前後である。本件融資は、県と中小機構との協調融資であるが、結果的には、仮に(株)Aが支払不能になれば、県は多額の不良債権を抱えることになる。融資の経済効果が必ずしも明らかではない本件融資により、県は多額の損害を被ってしまうリスクが生じることになる。

5) (株) Aに係る債権の問題点と意見

(株) Aは、平成 17 年度より滞納が始まっており県の債権残高は 1,063 百万円(平成 22 年 3 月末)である。他の金融機関を含めた債務の総額は 2,156 百万円(同)に上る。

売上高(平成 21 年:372 百万円、当初計画は 779 百万円)に対して債務残高が大きく、経営環境が大幅に好転するとも思えない状況下において、債務の全額返済は極めて困難と考えられる。

県は今後、中小機構と連携し、担保物件の処分可能性、連帯保証人からの回収可能性を含め将来的な回収見込みを検討した上で、回収不能見込額を確定し、不納欠損処理を進めていくべきである。

6) リスクのあった融資決定

平成 21 年度末の県の(株) Aの債権額は 1,063,846 千円(中小機構持分 718,096 千円、県持分 345,750 千円)であり、仮に(株) Aが破産した場合は、担保物件の処分と連帯保証人からの回収がなければ県は最大 345,750 千円の損失を被ることになる。本件融資を決定した平成 2 年頃は確かにバブルの時期ではあったが、織物業者がホテル業へと多角経営を図ることのリスクを考えると、県の融資の実行は中小機構とのジョイントとはいえ、非常にリスクがあったものと言わざるを得ない。

(チェックシート)(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、一・・・該当なし)

区分	評定	状況
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか	○	実印の押印と印鑑証明書の提出を受けている。
6 債権管理台帳を適正に作成しているか	○	作成しており、内容は適正である。
7 債権管理マニュアルを作成しているか	○	同上
8 納入通知は適正に行われているか	○	時期・内容とも適正であった。
9 督促は適正に行われているか	○	同上
10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか	○	訪問・電話連絡の記録が残されている。
14 強制執行等は適正に行われているか	○	強制執行等はなされてはいないが、中小機構を通じて不動産の任意売却がなされて回収を行っているケースがあった。
16 不納欠損処理は適正に行われているか	△	過去に行われた不納欠損処理は適正であったが、今後については、中小機構と協議の上、積極的に不納欠損処理を進めていくべきである。
17 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか	×	主債務者との間で事実上の弁済合意はなされているが、連帯保証人に対する督促、法的措置がなされていない。
18 役割を終えた貸付制度はないか	△	近年利用がなされていないこと等から役割は薄れたと考える。
19 類似の貸付制度はないか	○	特にない。
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか	○	人件費等のコストがかかっているが、債権額の大きさとの比較ではやむを得ないと考える。

3 問題点及び意見

(1) 織布業構造改善資金貸付金の回収可能性

(協)Bは平成7年6月に、(協)Cは平成19年7月に事業を廃止し、D(協)は平成19年10月に破産手続開始決定を受け、平成20年9月に異時廃止となっており、これらに係る長期延滞債権合計143,850千円の回収可能性は極めて低い。

県は今後、中小機構と連携し、残存の担保物件の処分可能性、連帯保証人からの回収可能性を含め将来的な回収見込みを検討した上で、回収不能見込額を確定し、不納欠損処理を進めていくべきである。

(2) 中小企業高度化資金貸付金の回収可能性

(株)Aは、平成17年度より滞納が始まっており県の債権残高は1,063百万円(平成22年3月末)である。他の金融機関を含めた債務の総額は2,156百万円(同)に上る。

売上高(平成21年:372百万円、当初計画は779百万円)に対して債務残高が大きく、減価償却費の未計上を考慮すれば債務超過の可能性もあり、経営環境が大幅に好転するとも思えない状況下において、全額返済は極めて困難と考えられる。

県は、今後、中小機構と連携し、担保物件の処分可能性、連帯保証人からの回収可能性を含め将来的な回収見込みを検討した上で、回収不能見込額を確定し、不納欠損処理を進めていくべきである。

g. 中小企業設備近代化資金貸付金等

(貸付制度の概要)

分類	私債権	根拠	中小企業近代化資金等助成法ほか
開始年度	昭和 29 年度	貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	32,259 千円
目的	中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要な資金を県が直接貸付する制度		

1 包括外部監査に対する検討調書(H17)

(監査人の意見)

中小企業者に対する貸付による経営支援は、現在は財団法人えひめ産業振興財団経由で行っており、貸付先評価、回収等の債権管理は同財団が行っており、県は同財団より償還を受けるが、一方、過去の県より中小企業者への直接貸付について不良債権化している。

例えば不納欠損相当額としては、少なくとも、倒産し回収困難な相手先に対するもの全額、分割回収中のものに対する額の 1/2 相当額の合計 30,000 千円程度がある。

(県の対応状況・方針)

未収債権のうち、事業継続中の企業については、定期的に償還指導を行い、回収に努めているところである(平成 20 年度 300 千円回収。平成 17 年度以降回収額 2,330 千円)。倒産等により回収困難なものについては、債務者・連帯保証人及びその相続人の現況を定期的に調査するとともに、不納欠損等必要に応じて適切に対応する。

2 監査の要点並びに調査結果

(1) 県の対応について

債権回収は的確になされているか。

不納欠損処理は適切か。

(2) 監査要点並びに質問事項

ア 滞納状況

イ 債務者、連帯保証人及びその相続人の現況調査の具体的内容

ウ 不納欠損の処理の状況

(3) 調査結果

中小企業の設備関係貸付制度として次の制度があり、資金造成は国及び県が行い、制度の運用主体は現在は(財)えひめ産業振興財団である。

①平成 21 年度末の債権残高(単位:千円)

A 中小企業設備近代化資金貸付金(過年度未収金)	32,259
B 中小企業機械類貸与資金貸付金	169,798
C 小規模企業者等設備資金貸付金	266,653
D 小規模企業者等設備貸与資金貸付金	436,003
合計	904,713

上記のうち、B、C、Dは県がえひめ産業振興財団に貸付を行って、同財団が中小企業に貸付を行っているため、県が直接貸付しているA中小企業設備近代化資金貸付金のみを検討する。

②貸付金内訳(単位:千円)

貸付年度	企業名	企業状況	21年度 未未収額	最終支払日 又は納期限
S51	A	倒産の後、法人解散(S54)	3,600	S57.8.2
S52	B	倒産の後、法人解散(S60)	340	S57.10.8
S53・54	C	法人破産(S60)	5,879	S60.4.15
S55	D	倒産の後、法人解散(H8)	1,700	S58.12.22
H4	E	倒産(H13)	12,800	H13.8.30
H5	F	法人破産(H11)	1,760	H11.1.19
H7	G	法人現存、分割納付中	6,180	H23.1.27
合計			32,259	

③平成15年度不納欠損処理(単位:円)

対象債権	欠損処理額	備考
a	73,500円	昭和30年度貸付
b	400,000円	昭和34年度貸付
c	420,000円	昭和35年度貸付
d	400,000円	昭和44年度貸付
e	380,000円	昭和50年度貸付
合計	1,673,500円	

平成16年度以降は不納欠損処理を行っていない。

(チェックシート)(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、—・・・該当なし)

区分	評定	状況
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか	○	実印の押印と印鑑証明書の提出を受けている。
6 債権管理台帳を適正に作成しているか	○	作成しており、内容は適正である。
7 債権管理マニュアルを作成しているか	○	同上
8 納入通知は適正に行われているか	○	時期・内容とも適正であった。
9 督促は適正に行われているか	○	同上
10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか	○	訪問・電話連絡の記録が残っている。
11 徴収停止は適正に行われているか	-	事例なし。
16 不納欠損処理は適正に行われているか	△	過去に行われた不納欠損処理は適正であったが、今後については、積極的に不納欠損処理を進めていくべきである。
17 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか	△	連帯保証人に対する督促は行っているが、法的措置は行っていない。
18 役割を終えた貸付制度はないか	○	平成11年度をもって新規貸付を終了した。
19 類似の貸付制度はないか	○	小規模企業者等設備導入資金貸付金に制度移行され

		た。
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか	○	人件費等のコストがかかっているが、債権額の大きさとの比較ではやむを得ないとする。

3 問題点及び意見

(1) 管理責任

中小企業の設備関係貸付制度は、国及び県の資金に基づき、現在は、制度上の指定機関である(財)えひめ産業振興財団(以下、財団という。)が制度運用を行っている。しかしながら県から同財団への貸付金は正常債権となっているものの、同財団で多額の不良債権を抱えていることは平成 21 年度の包括外部監査報告で指摘されており、県の担当課は財団と共同責任で長期滞留債権の解決に取り組むべきである。

(2) 連帯保証人への責任追及

A 中小企業設備近代化資金貸付金に係るいくつかの債権については、主債務者が破産又は解散後、連帯保証人に対して法的措置を行っておらず、結果的に連帯保証債務の履行請求権を消滅時効にかからせてしまっている。

いずれも主債務者が破産、解散等により事業廃止となっているので、回収手段としては、担保物件の競売又は任意売却による回収と連帯保証人への責任追及しかないが、その回収可能性がないものについては、不納欠損処理を行っていくべきである。

(3) 類似貸付制度の有効性

国の制度を導入したり県の独自政策を追加したりした結果、類似の設備貸付の制度が 4 種類も制度化されており、制度の運用は財団が行っているが、制度の導入は県の経営支援課で決定してきた。

共通するのは中小企業の設備取得に係るファイナンスの制度であり、可能ならば制度を改廃して一つにまとめることが望ましい。

h. 林業改善資金貸付金、違約金

分類	私債権	根拠	林業・木材産業改善資金助成法	
開始年度	昭和 51 年		貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 現在)	855, 190 千円
目的	林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上			

1 包括外部監査に対する対応検討調書(H17)

(監査人の意見)

貸付の状況は、ここ数年の貸付状況は新規の貸出が平成 14 年度で 67, 170 千円、平成 15 年度で 149, 975 千円、平成 16 年度で 150, 935 千円となっており、また償還金は平成 14 年度で 145, 846 千円、平成 15 年度で 130, 993 千円、平成 16 年度で 133, 039 千円となっている。貸付金に関しては、現在のところ多額の未納欠損は生じていないが、今後とも貸倒れが発生しないように事務委託機関からの返済状況の報告等を定期的に受け、検討をしていかねばならない。

(県の対応状況・方針等)

事務委託機関(愛媛県森林組合連合会、愛媛県木材協会)から毎月貸付金の管理状況について報告を受けている他、業況等について情報交換を行うなど連携して債権管理にあたっているところである。今後も適正な債権管理に努めてまいりたい。

2 監査要点並びに調査結果

(1) 県の対応について

債権管理とは決められた手続で調定し、督促し、情報を整理することでは不十分である。

長期滞留債権をいかにして解決するか、未収金を作らない管理方法を考え、債権管理に責任を持たなければならない。所定の手続に従うだけでは駄目であることを認識する必要がある。

(2) 監査要点並びに質問事項

ア 林業改善資金貸付金、違約金の H22/3 末残高一覧表

イ 5 年間の貸付・回収状況一覧表:(平成 17 年度～平成 21 年度)

ウ 長期延滞債権の有無と対策

(3) 調査結果

① 貸付枠と実行額の推移(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22 予算
貸付枠	300, 000	235, 000	185, 000	200, 000
実績	272, 021	191, 220	39, 190	
未使用枠	27, 979	43, 780	145, 810	
達成率	91%	81%	21%	

林業・木材産業改善資金は、制度創設時に国庫補助金の交付(補助率 2/3)を受けて貸付原資を造成しているが、その交付条件として、貸付原資の繰越金及び貸付に係る償還金の全額を新たな貸付金の原資とし、特別会計で運用するよう求められており、このルールに基づき、繰越金及び償還金

を財源に貸付枠を設定(予算化)している。

平成 21 年度に貸付実績が大幅に減少したのは、住宅着工戸数の急落やこれに伴う木材価格の暴落低迷で設備投資意欲が低下したことに加え、政府の経済対策で高性能林業機械や木材加工流通施設に対する補助制度が創設(実施期間:21～23 年度)され、改善資金よりも有利な補助制度が利用されたためと考えられる。

②事業費の推移(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22 見込
経費	5,786	5,505	3,706	4,667
人件費	4,170	4,190	4,176	4,131
従事人役	0.6	0.6	0.6	0.6
総事業費	9,957	9,696	7,883	8,799

③返還請求(調定)額(単位:千円)

貸付年度	H22 調定	H22 回収	H22. 10. 31 残	貸付先
H9	10,988	700	10,288	A
H15	5,820		5,820	B
H18	310	35	275	C
H19	400		400	C
H20	1,805	23	1,782	D、E
H21	12,782	500	12,282	C、F、G、H
H22	9,957		9,957	F、G
貸付金合計	42,062	1,258	40,804	

(※)貸付先の同一記号は同じ債権者を示す。例えば、Cとは3件の貸付契約がある。

償還は、10 年以内の均等年賦払いであり、償還期間の途中で債務者が経営不振や倒産に至った場合、それ以後の各年度の調定額も回収困難が想定される。

当年度調定の未収は 40,804 千円であり、年間遅延利息は 12.25%を乗じて 4,998 千円となるが、元金が完済されるまでは会計上債権として認識していない。法的にも債権であり未収計上並びに調定を検討すべきである。

④違約金(遅延利息)請求(調定)額

違約金	H22 調定	H22 回収	H22. 10. 31 残	貸付先
H15	316		316	B
H18	213		213	B
H19	455	121	334	D、I
H20	830	119	711	C、D、I
H21	474	16	458	J、K
違約金合計	2,288	256	2,032	

違約金が少ないように見えるが、返済途中の債権者に対する違約金は計上しない慣行となってい

るためである。

違約金とは遅延利息(年 12.25%)であり、現行では、違約金の額が確定する元金全額返済(契約別)後に請求している。従って、元金未返済の場合、会計上違約金は未収債権として計上されていない。

例えば、債務者 A (H 9 年度貸付、毎月 100 千円返済、元金残高 10,088 千円)の未計上遅延利息を担当課で試算したところ平成 22 年 12 月 20 日現在で 24,750 千円となり、8 年半後に元金完済時の遅延利息はさらに増加し違約金は 30,000 千円超となる見込みであり、違約金を退職金で対応するとのことであるが回収は困難と判断される。歴代の担当者は元金回収事務をしていることで次の担当者へ引継ぎしてきたが、違約金も返済都度の確定債権であり問題の先送りと思わざるを得ない。これに対して担当課【林業政策課】の説明は次のとおりである。

「本件は主債務者及び連帯保証人と協議のうえ、平成 13 年 9 月から月 10 万円ずつの分納を受けているものである。

平成 13 年当時、元金は 20,488 千円あり、単純計算ではあるが元金償還の遅れにより年間約 250 万円の違約金(20,488 千円×12.25%)が発生する状況であり、月 10 万円の返済額を違約金から充当していくと、年間の違約金発生額に満たないばかりか、元金償還に 1 円も充当できないことから、違約金のみが将来にわたって膨張を続け、何ら債権の回収につながらないことから、林野庁では違約金の徴収に固執し、経済的に困窮する借受者等に過度の負担を強いることのないよう、まずは国費の入っている元金から優先的に回収を行うよう方針を示している。

こうしたことから、現在の元金優先の債権回収は、債権管理の面からも最もベターな方法であり、また、いたずらに借受者の生活を破綻させることのない現実的な手法であり、「問題の先送り」との指摘は的を射ていない。」

元金を返済している限り、返済期限を超過しても違約金の調定(請求)を行っていないので、違約金調定の管理表に載っていない。

遅延した時点から違約金を調定すべきであり、会計上も債権として認識すべきである。

3 問題点及び意見

(1) 違約金の計算と債権管理

違約金(遅延利息、年 12.25%)の取り扱いについて、全地方公共団体の会計制度の元となる地方自治法等には明文化されたものがないため、違約金の額が確定する元金全額返済後に請求(調定)することになっているが、遅延利息は時の経過と共に発生するものであり、発生主義により年度末あるいは毎年特定時点で違約金を計算し、債権管理情報とすると共に、必要に応じて債務者にも通知すべきである。

(2) 口座振替制度を活用

遅延が発生した初期の段階で元金と違約金の請求をして、次年度の調定までに回収することが望ましい。長期延滞債権とならないようにすることが債権管理のポイントであり、そのためには口座振替制度を活用して月次分納を勧めることが有用と考えられる。

(3) 回収可能性

長期延滞債権については、毎年、回収可能性を個別に再検討して回収不能見込み額を算定するとともに場合によっては、一部債権放棄も検討すべきである。

i. 住宅貸付金、住宅貸付損害金

住宅貸付金とは県営住宅の未収家賃のことである。

分類	公法上の債権	根拠	地方自治法第 225 条第 1 項 (公の施設の使用料)
開始年度	昭和 27 年	住宅貸付金及び住宅貸付損害金の残高 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	107,850 千円
目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で公営住宅を賃貸する。		

1 包括外部監査に対する対応検討調書 (H17)

(監査人の意見)

平成 17 年 5 月末の残高のうち、10 年以上前のもの(平成 6 年度以前のもの)が 11,101 千円あり、さらに過去 10 年をみても行方不明、破産等により回収できないことが明らかになり欠損処理したものが毎年平均 254 万円強ある。民間企業のように財産の時価評価という観点から不納欠損の引当金の設定を検討するならば、不納欠損の過去 3 年の実績、並びに発生未収家賃の回収状況から例えば、10 年以上前の 90%以上である 1,000 万円、平成 7 年度～平成 16 年度までの分の今後の貸倒の可能性として 254 万円×10=2,540 万円で計 3,540 万円程度の不納欠損を見込み財産価値のないものが明示されるようにすべきである。

(県の対応状況・方針等)

全国的な地方公会計制度改革の中で、総務省方式改訂モデルに基づき対応を進めている。

なお、平成 20 年度にはニッテレ債権回収株式会社により、退去者滞納家賃の収納業務を開始し、一定の成果を上げているが、これらを初めとして一層の回収率向上に努めたい。

2 監査要点並びに調査結果

(1) 県の対応について

退去者滞納家賃の収納業務を外部委託した。

(2) 監査要点並びに質問事項

ア 住宅貸付金、住宅貸付損害金の平成 22 年 3 月末残高一覧表

イ 不納欠損処理の過年度実績、並びに債権の増減(平成 21 年度)

ウ 滞納家賃の回収事務をニッテレ債権回収株式会社へ委託(平成 20 年 10 月 21 日契約)したが、その収支の状況はどうか。

(3) 調査結果

①平成 21 年度の増減 (単位:千円)

	前年度末残高	本年度増減		当年度末残高
		増加	減少	
	H21. 3. 31			H22. 3. 31
住宅貸付金	51,276	29,363	-18,787	59,350
住宅貸付損害金	27,616	1,880	-762	28,734
合計	78,892	28,740	-19,548	88,084

出典:「21 債権移管する調」より

住宅貸付金の増加は、本年度、入居者により発生した新たな滞納家賃を意味し、減少は督促等による成果としての滞納家賃の納付を意味する。

住宅貸付損害金の増加は、本年度の訴訟により新たに発生した貸付損害金を意味し、減少分は督促の成果等による納付及び時効の援用による不納欠損処理を意味する。

平成 21 年度の貸付金及び損害金の増減をみれば減少(回収)よりも増加(発生)のほうが多い。

貸付金は家賃の遅延であるから減少させなければならない。新たな未収債権を抑えるための方策を考案して不良債権の増加に歯止めをかけなければならない。

②発生年度別残高の内訳 (単位：千円)

発生年度	住宅貸付金	住宅貸付損害金	合計	損害金件数
S59～H10	17,311	82	17,393	(H6) 2
H11	1,367	11,024	12,390	17
H12	1,264	1,267	2,531	3
H13	1,853	90	1,943	1
H14	2,186	158	2,343	1
H15	3,479	717	4,196	3
H16	3,689	3,990	7,679	10
H17	3,740	3,441	7,181	10
H18	4,514	3,172	7,687	9
H19	7,060	2,914	9,974	7
H20	12,887	1,880	14,766	13
H21	19,137	629	19,766	5
合計	78,487	29,363	107,850	81

出典：「7 発生年度別未収入」より

(※)住宅貸付損害金は年度別・債権整理簿(様式第 7 号)を集計して照合した

(表①合計額) (平成 21 未収額) (表②合計額)

88,084 千円 + 19,766 千円 = 107,850 千円

(住宅貸付金)貸付金には、住宅退去者の滞納家賃並びに入居中の遅延家賃も含む。

(住宅貸付損害金)81 件のうち大口の損害金 1,000 千円以上が 5 件、500 千円以上が 13 件ある。

3 年超の長期損害金は 23,451 千円で損害金全体の 82%を占める。

(債権回収)

・住宅貸付金 78,487 千円、住宅貸付損害金 29,363 千円、合計 107,850 千円の住宅貸付遅延債権があるが、いつ、だれがどのように解決する予定であるか。

・それとも解決を次の担当者に先送りして、遅延債権の累増を放置するつもりか。

(回答)

現在、ニッテレ債権回収株式会社により退去者滞納家賃の収納業務を委託しているが、対象者が滞納家賃を支払わなければならない気持ち呼び起こすよう、案内方法の工夫等を検討することにより、収納額の向上に努めてまいりたい。

なお、入居者滞納家賃については、日頃から戸別訪問等による督促等により未収金の減少に努めている。

督促に応じない悪質な滞納者に対しては、県条例第 23 条に基づき、県営住宅の明け渡し請求を行っており、指導に従わない者に対しては、訴訟、強制執行等を行っている。

また、明渡訴訟を実施することにより、住宅貸付金の未収金の発生を抑制できる代わりに、住宅貸付損害金が発生してしまうが、これについても督促等により未収金の減少に努めている。

(過去の不納欠損の状況)

平成 7 年～平成 16 年までの不納欠損： 25,421 千円

平成 17 年～平成 21 年までの不納欠損： 9,643 千円

合計 不納欠損 35,064 千円

3 問題点及び意見

住宅貸付金 78,487 千円、住宅貸付損害金 29,363 千円、合計 107,850 千円の回収遅延債権がある。

入居中の債務者については、交渉により今後支払われる通常家賃に加算して分割回収する方法も考えられる。通常家賃とは別に未払い家賃を別途月払いで自動振込する方法も考えられる。

その際、確実な回収手段として交渉により合意した金額を口座振込制度により毎月自動支払する方法が有効と考える。

回収遅延債権については正常債権の回収事務と切り離して管理することが効率的であり、長期延滞債権を処理するためには専門知識や経験が求められるため、専任の担当者を決めて個別に対処すべきである。

j. 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金

分類	私債権	根拠	地域改善対策奨学金	
開始 年度	高校昭 62 年 大学昭 57 年度	貸付残高 (平成 22 年 3 月 31 現在)	2, 173, 000 千円	
目的	経済的な理由によって修学困難な同和地区子弟の修学助成、人材の育成、福祉の増進			

1 包括外部監査に対する対応検討調書(H17)

(監査人の意見)

当該貸与制度は地域改善目的という極めて特殊な性格を帯びており、対応には慎重さが求められている。とはいえ、県の債権であることには違いはなく、少なからず債務者はまじめに返済している。対応は困難と思われるが県民間の公平性を確保するためにも、返還免除制度の周知を含め、引き続き慎重かつきめ細かな対応により早期の回収に努められたい。又、不納欠損の見積と明示を何らかの形でされる必要がある。

(県の対応状況・方針等)

「愛媛県地域改善対策奨学金・通学用品等助成金返還のしおり」を平成 18 年 4 月に一部改定したほか、平成 19 年度には旧市町村の担当部署に対し説明会を実施した。この結果、現年度償還金を含めた債権収納額は増加傾向にあり、また経済的に返還が困難な者等に対する免除制度が周知徹底されるなど、債権管理体制の基礎が整ったものと認められる。今後とも、過年度未収入金のより計画的な収納に努め、債権の腐食化を防止する一方で、不納欠損額の計上を市町の担当部署と連携しプライバシーの保護にも配慮しながら慎重に見極め、より正確なものとなるよう努めたい。

2 監査要点並びに調査結果

(1) 県の対応について

しおりの改定、市町村への説明会、免除制度の説明など制度の周知を強調するが、不良債権の根本的解決のための具体策がない。債権管理を事務管理と勘違いしているようである。回収困難または不良債権を発生させないための早期対応策や滞留債権については回収可能性を詰めて具体的回収方法について債務者と合意する手続きを行わなければならない。

(2) 監査要点並びに質問事項

- ア 平成 22 年 3 月末、過年度未収入金の年度別残高明細
- イ 5 年間の過年度未収入金の回収額、残高一覧表を提出して下さい。
- ウ 過年度未収入金の回収担当者は誰ですか。(役職、氏名)
- エ 不納欠損額の計上明細(件数、金額、市町名)を 5 年間提示して下さい。
- オ 返還免除制度の概要を資料によりご説明ください。

(3) 調査結果

この制度による奨学生は、県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟である。平成 16 年度で県の貸付制度を廃止し、その後は貸付金の回収業務のみである。親が契約して本人が知らない(知らせない)こともある。督促状といえるかどうか疑問もあるが、3 月及び 10 月に「督促状」を発送している。親との交渉は 20 市町の窓口を通じて債務者に連絡して行う。市や町の担当課を通じて面談するのは、募集窓口になったということのほか根拠はない。むしろ直接交渉しないことについて責任回

避しているように見える。

交渉の結果、具体的な返済計画について覚え書きを作成したこともなく、口頭の督促で終わっている。年度別に電話や面談等の交渉の経緯は記録されているが、過年度からの履歴を示す債務者別の管理簿はない。債権管理については関係書類の一括整理と履歴のファイルが重要であり、年度別の書類整理のみでは駄目である。

(チェックシート)(○・・・問題なし、×・・・指摘、△・・・意見、―・・・該当なし)

区分	評定	状況
5 本人、連帯保証人の意思確認を行っているか	×	本人の意思確認については、本人との直接事務以外については、直接確認できていない。連帯保証人の意思確認は、書類への自署と印鑑登録証の提出で確認済み。
6 債権管理台帳を適正に作成しているか	△	個人別債権管理簿を作成・管理している。
7 債権管理マニュアルを作成しているか	○	作成している。
8 納入通知は適正に行われているか	○	定期(毎年1月、7月)に施行している。
9 督促は適正に行われているか	○	定期(毎年3月、9月)に施行している。
10 未回収分について訪問、電話連絡を行っているか	○	実施している。
11 徴収停止は適正に行われているか	―	実施していない。
16 不納欠損処理は適正に行われているか	○	適正に行っている。
17 連帯保証人に対して、督促、法的措置は適正になされているか	△	事務対象者に対して督促を行っている。法的措置は行っていない。
18 役割を終えた貸付制度はないか		地域改善対策奨学金(13年度末終了)
19 類似の貸付制度はないか		日本育英会(14年度以降)
20 債権管理コストが回収額との比較で高過ぎないか		22 地域改善対策奨学金返還費 5,099 千円

3 問題点及び意見

①請求督促手続き

債務者は子弟であり、親は連帯保証人である。本人が成人したならば本人にも知らすべきであり、本人と返還交渉するのが本筋である。長期滞留債権について市町の担当課を通じて交渉する根拠はなく、債務者(原則本人)と直接交渉を行い県の担当者の判断により主体的に解決策を講ずべきである。

②債権管理台帳が不備である。年度別保管では管理に不向きであり、債務者別に管理台帳とファイルを準備すべきである。交渉の結果は5W1Hを明らかにして交渉経過の証跡を残す必要がある。

③保護者・保証人が死亡、行方不明者については回収困難であることが明白であり、債務者本人(子)と直接交渉する必要がある。それも困難であれば積極的に債権整理手続きをすべきであり、そのためのマニュアルも必要である。

④市町への回収事務委託

市町に回収事務費を支払っているようであるが、その必要性に乏しい。又、回収事務を外部委託しているが実績が乏しく、有効性に問題がある。